

【D】廃タイヤに付着した土壌(廃棄物として調査)

・建設工事現場において、野積タイヤ及び土砂に埋まった廃タイヤ(燃えていないもの)を処分するに当たり、タイヤに付着した土を除去した際に汚泥「産業廃棄物」として処分する必要が生じるため、参考にダイオキシン類と鉛の成分調査を実施しました。

・調査方法については、ダイオキシン類は「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第一項第四号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成17年9月14日環境省告示第92号)の第一」による方法、鉛は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第5号)」による方法で実施しています。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (ng-TEQ/g)		鉛 (mg/L)		備考
				基準		基準	
地中に埋まった廃タイヤに付着した土壌(廃棄物)	H28.10.4	H28.10.28	0.11	3以下	0.046	0.3以下	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
野積廃タイヤ周囲の土壌(廃棄物)	H28.10.4	H28.10.28	0.0063	3以下	検出せず	0.3以下	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。